

信用金庫の成立過程（信用金庫前史）※ §

Prehistory of Shinkin Banks

成城大学名誉教授

村本 孜 MURAMOTO, Tsutomu

<目次>

- 0. 信用金庫法制定 70 年
 - 0.1 信用金庫法制定
 - 0.2 信用組合に残った組合とその後
 - 0.3 監督権限の移管
- 1. 信用金庫の歴史的系譜 [1]: 明治期
 - 産業組合の誕生 —
 - [1.1] 近代的通貨制度・銀行制度の形成
 - (1) 近代的金融制度の形成
 - (2) 庶民金融の状況と法制整備の動向
 - [1.2] 産業組合（日本型協同組合）の成立過程
 - (1) 信用組合法案
 - (2) 産業組合法
- 2. 信用金庫の歴史的系譜 [2]: 大正期
 - 市街地信用組合の創設 —
 - [2.1] 市街地信用組合制度の創設
 - (1) 産業組合法の限界
 - (2) 産業組合法改正による市街地信用組合制度
 - [2.2] 大正期後半の金融制度の推移と産業組合
 - (1) 産業組合中央金庫の設立
 - (2) 建築組合の設立
 - [2.3] 市街地信用組合法
 - 産業組合法からの独立 —
 - (1) 市街地信用組合法
 - (2) 市街地信用組合法の条文
 - (3) 市街地信用組合法の意義
- 3. 小括

0. 信用金庫法制定 70 年

0.1 信用金庫法制定

信用金庫法は、1951年6月15日に制定・施行された。同年には、税理士法、行政書士法、住民登録法、計量法、国土調査法、検疫法、森林法、土地収用法、旅券法、社会福祉法、宗教法人法、博物館法、道路運送法、相互銀行法、日本開発銀行法などが成立し、戦後日本の社会経済制度が整備された時期でもあった。爾来70年を経過し、現在に到っており、信用金庫は日本経済に於いて、重要な役割を占めている。

信用金庫制度は、国民の貯蓄を預金として集め、

※手塚名誉教授には、社会イノベーション学部の設置に際し、深甚なご尽力を賜った。とりわけ、設置後の揺籃期に学部の主任として万般の管理運営を担われたことに謝意を表したい。学部が今日あるのは手塚氏の功績の賜物である。

§信用金庫制度制定70年を見る上で、その前身が如何なる法制の下で生成発展してきたかは、日本の金融制度を検討する際にも重要な視点である。この生成発展については、『21世紀信用組合の理念と創造』（福島県商工信用組合50周年記念、2005年1月）の第2章で整理したが、本稿はそれを踏まえ市街地信用組合制度に頂点を当てて考察する。

それを中小零細企業等に融資するという金融仲介機能を担う点で銀行制度と同じ役割を担う存在である。銀行法の目的（第1条）の「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする」である。

一方、信用金庫法の目的（第1条）の「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする」で、銀行法の規定と比べると、協同組織によるという部分を除くとほぼ同じである。しかし、この金融機関性と協同組織性が信用金庫の歴史及びあり方を考える上でクリティカルである。

0.2 信用組合に残った組合とその後

1951年6月に信用金庫法が成立し、現在の信用金庫制度が確立した。1951年6月当時、信用組合は653あった。これらの信用組合は、1951年6月15日から1953年6月14日までの改組（移行）期間に、信用金庫への改組が可能であった。その結果、653の信用組合のうち560が信金に改組した。その後1つの新設があり、計561の信用金庫が1953年6月に設立となった。その後の新設は14金庫で、2000年までに265件の合併、解散・事業譲渡・他業態合併・転換なども含むと290の金庫数の減少となった。

後述するように、戦後の中小企業金融制度は、1948（昭和23）年創設の中小企業庁が主導した側面もある。中小企業庁は1949（昭和24）年に中小企業等協同組合法を制定し、信用組合もこの中に包摂したので、信用組合制度は中小企業庁所管となったことがある。信用金庫制度は中小企業庁所管を嫌った大蔵省の意向もあったかもしれない。このことが信用組合から信用金庫への改組に対していかなる影響を及ぼしたかは確認できない。とはいえ、653を数えた信用組合から、信用

金庫に改組したのは560である。信用組合制度には93が残ったが、そのうち21が消滅（合併・解散等）し、最終的に72が信用組合に留まった。72のうち28は職域・業域の信用組合で改組が不能であった。また4は営業地区が県単位であったため、規模を縮小しないと信金に改組できなかった。残りの40のうち協同組合主義を堅持することを使命とした信組が残った（中ノ郷（賀川豊彦創設¹⁾、永代など）。

しかし、その後、地域のニーズに応じるため、1950年代後半に多くの信用組合が各地に設立された。1955（昭和30）年末に369を数えた信用組合は、1960（同35）年3月末に444、1965（同40）年3月に523と急速に増加し、1969（同44）年3月末には541と最多の組合数となったのである。他の業態ではほとんど新規設立が認められなかったのに対し、信用組合は新規設立ラッシュであった。これは、信用組合の監督権限が都道府県に存在したことにも起因していたと言えよう。

0.3 監督権限の移管

信用組合の所管（監督・検査権限）は、戦後すぐに中小企業庁が関係したことから、国ではなく都道府県にあり、地域のニーズに合致するだけでなく、地域性を汲み入れた監督・検査が行われた（機関委任事務）。この点は産業組合由来の農協等も同様であった。ただし、機関委任事務による所管は、設立認可の容易性・監督検査の脆弱性（役員の兼業禁止なし等）に見られるように規制が緩やかでもあった。

しかし、1994年の2信組問題以降、信用組合の破綻が相次ぎ、検査・監督に当たる都道府県が、破綻処理の負担増加などから、その権限につき国への移管が問題となった。従来でも国と都道府県の連携がなされていたが、その強化による監督・検査の充実のための諸施策が整備された経緯がある。1996年6月の金融3法では、一定規模以上の信用組合にも、員外監事・外部監査制度が導入され、代表理事や常務に従事する役員・参事の原則兼職禁止のほかに、早期是正措置などによる自己査定など銀行の準じた制度が導入された。

しかし、監督・検査については、1998年5月の閣議決定の地方分権推進計画において、2000年4月に国の直接執行事務とする方向が決まり、1999年3月に地方分権推進法が閣議決定され、7月に成立したが、その中で2000年4月に国への機関委任事務の移管が決定され、実施された。

地方分権の中で、信用組合の監督・検査という機関委任事務が地方から国に移管したことは皮肉なことであるが、信用秩序維持の観点からはプラスも多い一方で、国の画一的方針によって地域ニーズに木目細かく対応するという方向が失われる可能性もあり、各地方財務局の機能発揮が期待されたと言えよう。

1. 信用金庫の歴史的系譜

[1]：明治期 一産業組合の誕生一

[1.1] 近代的通貨制度・銀行制度の形成

(1) 近代的金融制度の形成

日本の近代的な資本主義経済の発展は、明治維新に始まる。明治政府は、日本が少しでも早く欧米先進国に近づくことができるように、身分制度の撤廃や土地制度の改革などのいわゆる殖産興業政策を推進して、近代的産業経済を育成しようとした。そのための前提条件として、通貨制度の整備と資金集中のための金融制度の確立という2本柱が不可欠であった。

通貨制度の整備は、徳川時代から持ち越された幣制の混乱を取り除くことが第一であった。1871（明治4）年の「新貨条例」の公布は、金本位制を制度としつつ、事実上金銀複本位制を実施したもので、円・銭・厘が採用された通貨制度改革の始まりであった。しかし、明治政府は諸施策の実施に伴う財源対策として、すでに明治元年から太政官札（金札）という不換政府紙幣を発行していた。このような通貨制度の整備は、最初からかなりの困難を伴っていたが、銀行制度の整備も進んだこともあって、1882（明治15）年の日本銀行の設立で通貨制度の統一と兌換制度が確立し、一段落したのである。

金融制度の確立は、1869（明治2）年に設立さ

れた為替会社に始まる。為替会社は不換紙幣の流通促進を狙ったものであったが、人々の不換紙幣に対する不信及び人材難のため、数年で失敗に終り、廃業した。この経験を受けて、1872（明治5）年にアメリカのナショナル・バンク制度に倣った「国立銀行条例」が制定された²⁾。この条例の当初の目的は、不換紙幣の整理と兌換制度の確立であった。しかし、兌換銀行券の発行はうまくいかず、業績不振で国立銀行の設立は進まなかった。その後の条例改正で国立銀行の正貨準備が不要となったため、本来の目的は失われたが、国立銀行の設立は急増し、不換銀行券発行によってわが国資本主義経済のテイクオフに寄与したのである。

このような流れと平行して銀行類似会社（国立条例に基づく銀行以外は銀行と称せられなかった）の設立も行われたが、1879（明治12）年からは国立銀行の設立が不許可になったため、以後銀行類似会社や私立銀行の設立が多くなった。この結果、1882（明治15）年末現在で国立銀行は143行、私立銀行は169行、銀行類似会社は438社に達した。

1877（明治10）年の西南戦争は、軍費調達のため不換紙幣の増発を余儀なくさせ、1877～1880年にかけて、紙幣減価・物価騰貴・正貨流出・金利の高騰といった典型的なインフレーションが発生し、明治政府の財政は危機に迫られ、近代産業の成立を阻害した。このインフレに対処する上で、紙幣整理の必要性が認識され、兌換制度の確立が緊喫の課題となり、日本銀行が設立された。日本銀行の設立は、単に不換紙幣の整理に留まらず、中央銀行として銀行制度の中核となることで、通貨制度・金融制度の確立に大きく寄与したのであった。

他方、近代的金融制度の整備の過程において、大規模な銀行の設立という政府の方針があったと思われ、銀行合同の促進による小銀行の整理などが行われた。このことは、小規模銀行と零細中小商工業者や農民との関係が分離されることとなり、庶民金融機関の必要性が生じた。

(2) 庶民金融の状況と法制整備の動向

近代的金融制度が確立されていく中で、零細資金の吸収機関である貯蓄銀行も整備されていく。その萌芽は、1877（明治10年）に第十国立銀行が貯蓄預金業務を兼営したことに見られる。1880（明治13）年には貯蓄専門の貯蓄銀行として、欧米のセイビング・バンクに倣って東京貯蔵銀行と明辰貯蓄銀行が設立され、それ以後各地で21行が設立された。

しかしながら、貯蓄銀行と普通銀行の性格に関する考え方が確定していなかったこと、一般に高利貸的な傾向が強く、また不健全な経営状態のものも多かったこともあって、1884（明治17）年から1889（明治22）年までは、その設立が一時的に認められなくなった。

1890（明治23）年の法制整備によって、「銀行条例」と「貯蓄銀行条例」が公布された。「銀行条例」に基づいて銀行類似会社の多くは転換・吸収を通じて銀行となったことなどから、普通銀行の数は急激に増大した。他方、「貯蓄銀行条例」は、貯蓄銀行に預けられた貯蓄の安全を期すために、当初資金運用や支払い準備に厳しい制限を加え、さらに普通銀行との兼業も禁止した。これは貯蓄銀行が小零細な預金の吸収、複利の預金、定期積金などの特殊な預金を扱うために取られた措置であったが、その経営実態とかけ離れた規制であったため、数年後には兼業禁止の解除などが行われた。これを受けて貯蓄銀行の数も急増し、1902（明治35）年末には普通銀行兼営のものも含めて431行に達した。

一方、貯蓄銀行の設立に先立って、政府は小零細な庶民の貯金を吸収し、工業の近代化に資するため、郵便貯金制度を1874（明治7）年に発足させた。1885（明治18）年には大蔵省に預金局が設けられ、その運用に当たることとなった。

このように金融制度の確立とともに小零細な農民や商工業者を対象とする金融機関も整備されていたが、金融機関は彼らを基本的には預金吸収の対象としてのみ扱ったので、彼らが融資の対象となることは担保力、信用力の不足から困難であった。したがって、彼らを融資の対象にする金

融機関が待望されるようになってきたのである。

しかしながら、庶民の資金調達手段が当時全くなかったわけではない。第1に、明治維新以降に政策的に確立された金融手段ではないが、徳川時代以来庶民に親しまれ続け、現在に至っている頼母子講・無尽や質屋の存在が挙げられる。頼母子講・無尽は、地縁・血縁に基づいた参加者の相互信頼を基盤として各所に誕生したものである。この仕組みは、零細かつ劣弱な人々の資金の調達機能、資金運用・貯蓄機能、保険・共済機能等を持ち、また社会の安定に資するという理由で為政者によって奨励されたこともあり、当時の人々の間に浸透していた。質屋は衣類、装飾品等の動産を担保として庶民に資金を供給する金融機関であったが、これは頼母子講・無尽とは異なり、商業ベースに乗った営業が行われていた。これら2つの仕組みは、高利であったが、多くの庶民にとっては、必要なときに必要な金額を得ることができる便利な資金調達手段として、不可欠なものであった³⁾。

第2に、報徳運動の一環として設立された報徳社を挙げることができる。報徳社は、二宮尊徳の報徳思想に基づき、静岡県を中心として数多く設立された法律に拠らない一種の金融機関であり、1990年代には420に及ぶ報徳社が結成され、その参加者である社員に資金調達・運用の場を提供した。しかしながら、報徳社の主目的は報徳運動（勤儉力行、本業出精を広める）の展開にあり、金融機関とはかなり異なるものと言えよう⁴⁾。

以上のように頼母子講・無尽、質屋、報徳社は、庶民に対する貸出機能を一応備えてはいたが、共通の難点として、貸出金利の徴求が明示的に行われていなかったということが指摘できる。そのため他の金融機関に比して実質的な金利が高く、実勢と離れた硬直的な金利の設定が行われ易いという点で、庶民金融の概念とはほど遠い存在と言えよう。普通銀行や貯蓄銀行等の制度の発達・法制整備とともに、庶民金融の分野においても、庶民にとって近代金融制度の恩恵を受けることのできるような金融機関の必要性が高まってきたのである。

[1.2] 産業組合（日本型協同組合）の成立過程

(1) 信用組合法案

わが国において信用組合制度を移植し、その法制化に尽力したのは、品川弥二郎と平田東助である⁵⁾。彼らは明治初期に主にドイツに留学、滞在し、そこでの信用組合、すなわちシュルツェ・デーリツシュ方式の信用組合に注目して、調査・研究を進めた。1891（明治24）年、品川は内務大臣に就任し、当時内閣法制局部長であった平田に「信用組合法案」を起草させた⁶⁾。

品川は、信用組合法案の提出理由の中で、

- ・立法上・行政上、自由交通の新経済に適当な組織を整備することが必要なこと、
- ・地域経済を維持し、その改良進歩を図ることが急務なこと、
- ・国民の7～8割は小地主、小農、小商人、小さい職工で、国家の土台になっていること、
- ・信用組合法がこれらの中産以下の人民のために金融の便を開き、低利の資本の活用により、勤儉自助の精神を興し、地方の実力を養成すること、

を目的とするとした。とくに、地域経済の基礎も堅固になり、地方自治の精神も発達し、法律制度の進歩は経済上の改良になり、国家真正の進歩が実現するとした。日本にも、頼母子講、藩政時代の五人組、報徳社などが信用組合制度に該当するとした⁷⁾。大原幽学の先祖株組合や二宮尊徳の五常講（後の報徳社）なども含まれよう。品川の説明は1889（明治22）年公布の大日本帝国憲法、国税徴収法交付、市町村制施行等の法整備の進む中で、地方自治・地方行政制度の基礎を確立する方策として、自営農・小規模工業者・商人等の繁栄を確保すること、そのために信用組合制度が必要なことと読み取れる。

この法案は、①信用組合の業務が内務省の下に置かれること、②営業の資金の貸付を行い、勤儉貯金の便宜提供を目的とすること、③非組合員の預金も可能であること、④組合の区域は1市町村に限られること、⑤組合員は持ち分に拘らず総会における議決権は平等であること、等の内容を含んでいた。その目的には地方振興（地方改良運動）

を目指すものも含まれていた。同年、信用組合法案が内務省から貴族院に上程されたが、1891（明治24）年12月に議会在解散されたために審議未了で廃案となり、品川・平田の計画は挫折した⁸⁾。その後、品川・平田の信用組合制度がドイツのシュルツ型であったことを懸念した農商務省は、農業・商工業の育成を目指して主導権を握ることになり、地方行政・地方自治の整備等の目的は後退する。

平田は1891（明治24）年末、品川の命を受け、報徳社運動が盛んであった静岡県掛川町、見付町等を信用組合設立の勧奨に訪れ、その結果、1892（明治25）年7月には掛川町に掛川信用組合を始めとして、静岡県下に次々と信用組合が設立された。これらの信用組合の多くは報徳社関係の人々によって組織され、報徳社が組合の事務を行った。これらの信用組合の中には1口1票の原則がないもの、報徳社以外の人々の加入が認められないものもあったが、わが国で法律によらない信用組合が初めて設立されたという点で注目できる。同様に品川・平田の影響を受けた信用組合に、栃木の傘末信用組合、山形の米沢信用組合などがある。掛川信用組合以前にも神奈川・静岡・福島・愛知などにおいて、納税日掛講などの法律によらない信用組合があったことも注目される⁹⁾。

(2) 産業組合法

内務省によって上程された「信用組合法案」が挫折し、1892（明治25）年の品川内務大臣の辞任後に、協同組合法制化に関する主導権は、主務官庁としてより適切であると考えられる農商務省に移った。当時、農商務省でも渡辺朔をドイツに派遣し、信用組合と農業に関する調査を行わせ、帰国後も彼を中心に農業協同組合に関する研究が行われた。

さらに、当時大蔵省に顧問として来日していたエッゲルト博士は、農業協同組合についてシュルツェ・デーリツシュ方式よりも信用事業の外に購買・販売事業を兼営しているライフアイゼン方式の方が望ましいと考えていた。渡辺朔も同様の考えを抱いていたため、農商務省と大蔵省は、農村振興のための協同組合はシュルツェ・デーリツ

チュ方式よりもライファイゼン方式の方が望ましく、また信用組合だけではなく生産組合、経済組合（販売・購買組合）も必要であるということで意見の一致をみて、法制化が行われた。

1896（明治29）年には「日本勸業銀行法」とともに「農工銀行法」が成立した。農工銀行は各府県に一行ずつ設立され（北海道については、その地域の特殊性から北海道拓殖銀行を設立し、それによって代えた）、特に末端組織となるべき産業組合の親機関としての役割を担うことも予定されていた。

1897（明治30）年、農商務省より第1次産業組合法案が第10議会で提出された。この法案は1889年発布の「ドイツ産業及び経済組合法」を母法としており、農務局農事課長渡辺朔及び参事官織田一によって立案された。この法案の骨子は、①認められる組合が信用組合、購買組合、販売組合、製産組合、使用組合（営業用の器具、機械、家畜を共同使用するための組合）の5種類に限られること、②組合の区域が原則的に1市町村であること、③持分の譲渡はできないこと、④組合員の責任制度は有限責任と無限責任の2種であること、⑤総会の議決権は1人1票であること、⑥貸付は組合員の営業資金目的であること、等である。法案は委員会での審議に付され、委員会では組合は信用組合に限るという修正案でまとまったが、政府側がそれに同意しなかったため、再び審議未了、廃案となった。

農商務省は第1次法案に若干の修正を加え、1900（明治33）年に第2次法案として第14議会上に上程した。この法案の第1次法案との相違点は、①認められる組合が信用組合、購買組合、販売組合、生産組合の4種類になったこと（消費組合は購買組合に、使用組合は生産組合に含まれる）、②信用組合と他の組合の兼営はできないこと、③信用組合以外の組合に関する区域の制限はないこと、④組合員の責任は有限責任、無限責任、保証責任（組合財産をもって債務を完済できないときには、さらに一定の限度まで全組合員が責任を持つ）の3種となったこと、⑤持分譲渡が認められたこと、⑥所得税及び営業税の免除が明文化され

たこと、等である。この「産業組合法案」は両院を通過し（1900（明治33）年2月成立、3月公布）、同年9月に施行された。「産業組合法」によって、1900（明治33）年に21組合（他に既存組合2）が認可され、1914（大正3）年には1万組合以上に達した。

法審議の過程で課税につき重要な修正が衆議院で行われた。これは上記⑥の措置である。審議を行った当時の特別委員会の鹽田委員長は、

- ・産業組合は組合員の範囲内で事業を行うこと（一般公衆に対するのではない）、
- ・農工銀行には政府保護があるが、産業組合には政府の保護は少ないので、課税の免除程度の保護措置は当然、

とし、非課税を提案し承認された（第6条）。貴族院でもこの非課税措置が議論されたが、組合の非営利性がその所以であることが確認された¹⁰⁾。

産業組合法は、農業政策との関連で産業組合の位置を明確にし、信用組合の位置付けは販売組合・購買組合・生産組合と並ぶものであった。ただ、信用組合と他の3組合との兼営は不可となった（第1条。第1次・第2次法案にはなかった）。このような経緯で、信用組合が信用事業を行う組織としてはじめて法律による金融組織として認められた。しかし、他の事業組合と一緒にあったことは、所管が農商務省であったことを含め（大蔵省との共管）、その発展には制約でもあった。信用組合は1914（大正3）年に2,930を数えた。

2. 信用金庫の歴史的系譜

[2]：大正期 —市街地信用組合の創設—

[2.1] 市街地信用組合制度の創設

(1) 産業組合法の限界

1900年以降、製鉄業、紡績業等の大企業化が進み、それに関連して鋳物業、金属加工業、機械産業、織物業等の中小商工業者群が生まれた。しかしながら、これらの中小商工業者は常に資金調達面の金融難に苦しめられた。地方銀行は主として問屋への融資や土地担保融資に終始し、他方、産業組合は農村を主な対象としていたため、都市

の中小商工業者金融には関心を示さなかったからである。加えて、明治末年から始まる慢性的不況の中で、地方銀行・農工銀行は地方で資金を吸収して都市へ集中させる傾向を強め、地方銀行→問屋→中小企業・農民という資金のルートが遮断されてしまった。その結果、当時の中小商工業者には、高利貸や無尽からの借入りに依存したり、問屋から原材料や商品を前借りしたりするというような、高利かつ不健全な金融手段しか残されていなかった。

このような状況の下、小林丑三郎は『庶民金融談』（1914（大正3）年）の中で、現在の信用組合は農村を主たる対象としており、地縁・人縁の薄い都市ではうまく機能しないので、都市の中小商工業者金融のためには、シュルツェ方式のような金融機関（庶民銀行）を定着させるべきであると主張した¹¹⁾。

大蔵省銀行局の『庶民銀行概観』（1912（大正元）年）によれば、大正初期では産業組合員の82%は農民であるのに対し、商工業者は11%であり、さらにその商工業者の多くは農村に居住していた¹²⁾。また、明治末から中小商工業が不振となったが、政府はその原因を中小商工業の金融難にあると考えた。このような背景の下で、当時の農商務省と大蔵省は、道府県、商業会議所、産業組合などを指導しながら、商工業者のための信用組合の設立を奨励した。

ここで、産業組合が農村の信用組合に留り、都市の商工業者に歓迎されない理由を整理しておく、①信用組合の実力が乏しく、外部からの借入れも不可能なために資金量が小さいこと、②資金量が小さいために事業資金向けのまとまった貸付が困難であり、③小口の貸付は手続きの簡便さから質屋や高利貸が優位に立つこと、等を挙げることができよう。

日本銀行調査局は、1914（大正3）年の「信用組合ニ関スル調査」の中で、これまでの産業組合法の中での信用組合では、到底、市街地で機能することは困難であり、特に市街地での信用組合に着目して、その発展を別個に考える必要があると指摘している¹³⁾。

大正初期においては、信用組合の設立はほとんどなく、中小商工業者の間では頼母子、無尽会社、講を利用するものが多かった。当時、営業無尽は中小商工業者及び農民の間に深く根をおろしていた。簡便な無尽会社や無尽講を無制限に放置しておくことは、中小商工業の発展を妨げ、信用組合の設立・活動を阻害するであろうと考えられたため、政府は1915（大正4）年に無尽業法を施行し、営業無尽を免許制にするとともに厳格な取締りを行い始めた。

1914（大正3）年の第1次世界大戦の勃発は一時的な好況をもたらしたが、中小企業金融問題はさらに悪化した。経済調査会の「中小工業者ニ対スル資金融通ヲ潤沢ナラシムル件」（1917（大正6）年）は、産業組合法について、①貸付金の用途に関する制限を広げる、②産業組合連合会に産業組合債務の保証機能を持たせる、③1人の出資口数を広げる、④組合員以外（組合員の家族、公共団体、公益法人）からの預金の受け入れを認める、⑤市政施行地・指定市街地に設立する信用組合に対しては区域内の非組合員の預金受け入れを認める、等の改正すべき点を指摘した。そのための要件として、⑥他種組合事業の兼営禁止、⑦手形の割引の認可、⑧金融機関としての規制強化、⑨大蔵大臣の監督権下への移管、を提案した。

この時期、農村部は産業組合によりカバーされるも、中小企業者や庶民に対する金融状況は産業組合では十分でなく、欧米の庶民銀行などの構想も模索されたが、産業組合の体系の下で信用組合をより活用・確立する方向性が取られた。

（2）産業組合法改正による市街地信用組合制度

大蔵省は、産業組合とは別個の「庶民銀行」を都市に作ることを目的とした法案を検討していた。これに対し、農商務省や産業組合指導者は、産業組合法を市街地に適するように改正するだけで十分であると主張した。彼らの反対の理由としては、①別個の協同組織金融機関を作ることにより組合活動が分裂すること、②管轄が大蔵省に移ることに対して農商務省が反発したこと、等を挙げられよう。結局、大蔵省と農商務省は、両省共管のもとに産業組合法を一部改正し、市街地信用

組合制度をその中で成立させるということで妥協することになった。

1917（大正6）年にこの「産業組合法」の改正（第3次）法案は議会を通過、同年に施行された。市街地信用組合が産業組合と相違する点としては、①市または主務大臣の指定する市街地においてのみ設立できること、②員外預金が可能になったこと、③組合員に対する手形割引が認められたこと、④貸出の用途が組合員の「産業に必要な資金」と「経済に必要な資金」となったこと、⑤市街地信用組合の他事業兼営が禁止されること、⑥有限責任制が可能になったこと（それまで有限責任制は例外的であった）、等が挙げられる¹⁴⁾。

こうして成立した市街地信用組合は、都市の中小商工業者の協同組織による組合員とし、融資の受け皿を作り、融資の受け易い組織に変更することで、これまでの農村の信用組合の制約を取り除き、組合員以外の預金の吸収・手形割引などの金融機関的な広い業務を行うことで、都市の中小商工業者の協同組織金融機関として定着することが期待された。

改正法施行以後、市街地においては市街地信用組合と産業組合法による信用組合が併存することになり、後者は準市街地信用組合と呼ばれるようになった。この状態は準市街地信用組合が1949（昭和24）年の「中小企業等協同組合法」の施行による信用協同組合として統一されるまで続いた。

[2.2] 大正期後半の金融制度の推移と産業組合

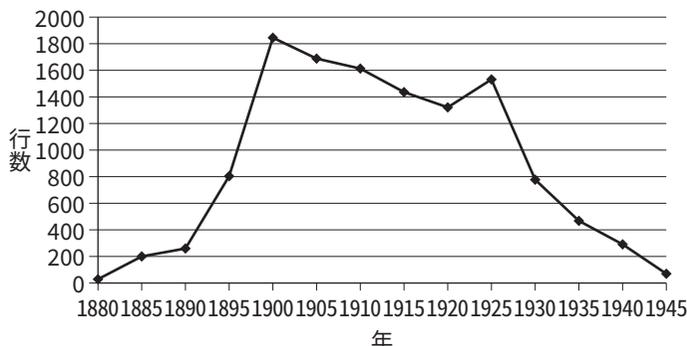
(1) 産業組合中央金庫の設立

第1次大戦は、日露戦争以後の国際収支逆調や戦費調達のための外債発行に伴う重圧に苦しんでいた日本経済にとって、従来の行き詰りを解消し、軍需による輸出拡大・生産力拡充など飛躍的發展をもたらした。金融制度・市場も急速に発展したのもこの時期である。

金融制度の安定性確保に関して、政府はもともと明治期から銀行合同政策を採っていた。大正期においても、取引先企業の大規模化に対応するため、第1次世界大戦中から直後にかけて、規模や業務の拡張を狙った比較的大銀行間の銀行合同が進んだ。さらに、国際競争が激化し、海外市場が縮小した結果、1920（大正9）年3月の株式市場大暴落（反動恐慌）、4月の商品市場大暴落が起った。これを引金にした地方銀行の取付が発生し、多くの地方銀行が休業に追い込まれると、政府の銀行合同政策の対象は地方の小銀行に及んだ。これは地方の不安定な小銀行が金融制度の安定性、信頼性を損なっていると考えられたからである。特に、1926（大正15）年に設置された金融制度調査会の特別委員会の成果に基づいて、法的に強制力のある合同政策が採られてからは、中小銀行の合同が強力に進められることになった。

産業組合は農村を中心に発達してきたが、個々の組合の資金力は乏しいため、第1次世界大戦後の不況の深刻化の中で組合側からの中央機関設立の要望が強まってきた。その結果、1923（大正

日本の普通銀行数の推移



出所：各種資料より筆者作成。

12)年に「産業組合中央金庫法」が施行された。同金庫の業務の開始は関東大震災のため1年遅れ、1924（大正13）年となった。産業組合中央金庫は半官半民の相互組織の非営利法人であり、資本金3,000万円の半分を政府が、残りを産業組合連合会と産業組合が出資した。市街地信用組合も産業組合の1つとして産業組合中央金庫の傘下に入った。なお、同金庫は現在の農林中央金庫である。

日本経済は第1次大戦後に1920（大正9）年の反動恐慌、1922（同11）年の金融恐慌、1923（同12）年の関東大震災と続く打撃を被った。こうした中で、相次いで銀行破綻が起こり、震災直後には「支払猶予令」（モラトリアム）、「震災手形損失補償令」が公布された。

（2）建築組合の設立

大正期の中頃に現れた新しい形態の産業組合として、建築組合を挙げることができる。第1次大戦の頃には、経済の資本主義化の進展につれて、各国でも大都市への人口の集中が進みつつあった。そのような状況の中で、産業組合の指導者であった西垣恒矩は、諸外国の事例を紹介して、住宅問題解決のために産業組合組織による建築組合を1919（大正8）年に東京市に設立した（東京建築信用購買組合）。組合の目的は、中産階級の組合員の住宅保有、組合の購買部による住宅建設・販売・賃貸、であった。この組合の設立後、東京を中心に約10の建築組合が相次いで設立された。この組合の理想的事業として、①田園都市の建設、②工業村の建設、③大都市における貧民窟の一掃と健康的住宅の建設、④都市における旧住宅の改良、が挙げられる。1911（大正10）年4月に住宅組合法が成立している¹⁵⁾。

折しも、1923（大正12）年に関東大震災が発生し、関東地方の建築物は大きな被害を受け、家屋の復興が早急に要望された。このとき、建築組合自体の被害も大きかったので、建築組合間の協力を促進するために、1924（大正13）年に東京市及び隣接部に存在する建築組合によって東京府建築組合協会が設立された。1926（大正15）年に東京市が政府から低利資金を借入れ、それを信

用組合経由で建築のための貸付資金とする条例を公布し、そのために新たに多くの建築信用組合が設立された。このように、大正末期からは、都市の信用組合は、中小商工業者金融を目的とする市街地信用組合と、住宅供給を目的とする建築信用組合の二本建となった。わが国でも諸外国のように住宅建設に相互組織の思想が実現していたことは興味深い。

〔2.3〕市街地信用組合法 ～産業組合法からの独立～

（1）市街地信用組合法

都市部の商工業者は農村部に比べて協同組合組織力が弱く、銀行の金融の対象から疎外されていたこともあり、産業組合法の改正により市街地信用組合が誕生した。これは、信用組合には会員以外からの預金が認められないなどから、都市部の中小商工業者にとっては制約が多いものであったため、前述の1917（大正6）年に産業組合法が一部改正され市街地信用組合制度が成立したことは既に見た通りである。政府は都市の中小商工業者・勤労者のための金融機関として位置付け、庶民銀行的な役割を果たすことを期待した側面もある。

市街地信用組合制度創設当初は、卸売・小売業者を中心とするものが多かったが、第1次大戦後の不況、関東大震災、昭和金融恐慌等が続く中で、中小銀行の破綻が相次ぎ、中小商工業者は金融難に陥り、市街地信用組合に対する依存度は高まった。

市街地信用組合は、市または主務大臣の指定する市街地がその後続々と指定されたこともあって、1930（昭和5）年末に259組合まで増加した。これら市街地信用組合は、準市街地信用組合や農村信用組合と比較すると銀行的な機能が強く、取引層の違いもあって、規模が大きくなっていった。ところが、市街地信用組合に対する行政は、農商務省主導のもと、農林行政的な監督が行われ、さらに、中央団体の産業組合中央会は、農林業中心の指導に偏り、市街地信用組合の実態に合った監督・指導が行われていなかった。

また、産業組合は、1933（昭和8）年1月から、

政府の強力な支援のもと、農村を主体に組合の普及、組合員の増加、事業の拡充等に係る「産業組合拡充5か年計画」を実施した。しかし、組合員の商品の共同購入等が行われると、中小商工業者の経営を圧迫する恐れがあるため、中小商工業者は、政府に対し産業組合に対する保護行政や特典の撤廃を要望し、同年10月以降その運動は活発化した。

こうしたことを背景に市街地信用組合は、産業組合制度内に留まることへの不合理感を強く抱くとともに、次第に大蔵省専管を望むようになり、産業組合法から脱却した単独法制定を要望するようになった。さらに、市街地信用組合は、1935（昭和10）年に独自の指導・連絡機関として「全国市街地信用組合協会」（現在の全国信用金庫協会の前身）を設立し、大蔵省専管運動を進めるようになった。

1943（昭和18）年3月（4月に施行）には単独法の「市街地信用組合法」が制定された。単独法準拠になったことで、産業組合法の下での農商務省と大蔵省の共管から、農商務省（1925年に農林省と商工省に分離されたので、正確には農林省）所管を離れて大蔵省専管になったことを意味する。「市街地信用組合」あるいは「準市街地信用組合」と通称されていた組合を産業組合体系から分離し、市街地における中小商工業者や勤労者などのための庶民金融機関にするため、市街地信用組合制度が成立したのである。この法律は、組合員の責任形態を有限責任のみとする一方、監督官庁を大蔵・農林両省共管から大蔵省専管に変更するなど、戦後における信用金庫発展の素地を作ったと評価できる。

（2）市街地信用組合法の条文

1943（昭和18）年の市街地信用組合法については、余り論じられることはないので、その条文を点検しておきたい。同法案は戦時体制の中で整備されたもので、第81回帝国議会に1943（昭和18）年1月29日に提出された。全11章・附則、79条から成り、市街地信用組合に特化したもので、金融業に相応しい法案となっている。同法案は日本証券取引所法案、東京都制案、農業団体法

案、水産業団体法案など49法案の一つとして提出された。

〔法案の提出理由〕

賀屋興宣大蔵大臣の提出理由は、

- ・今般、農林業団体統合関係法律の制定に伴い、市街地信用組合・準市街地信用組合を単行法で規定すること、
- ・中小商工業者、勤労者、その他都市における一般庶民の金融機関とし、戦時下における庶民金融の流通、国民貯蓄の増強のため十分その機能を発揮させること、
- ・現行法の産業組合は、各種の事業が併存し、とくに農村における農業団体的性格が第一で、市街地における庶民金融機関の性格も持つのに対して、その指導規制が各々の性格に対応しにくいので、その性格に応じて規律することが望ましく、単独法の制定が望ましいこと、
- ・これによって、資金の吸収と運用の適切性を期し、庶民金融機関の機能を十分に発揮させ、戦時下の国民貯蓄増強を達成させること、

である¹⁶⁾。日本では産業組合の他に各種の組合制度が整備されていたが（森林組合、漁業組合、工業組合等）、各種の組合制度の全面的な改革と一本化が日程にのぼり、1943（昭和18）年3月12日には工業組合法、商業組合法、重要物産同業組合法は全て廃止され、あらたに「商工組合法」が制定された。この商工組合法のもとにおける組合は、強制加入制をとる統制機関としての統制組合と任意組合としての施設組合があった。これらを農林業団体統合関係法律の制定で整理したので、市街地信用組合・準市街地信用組合を単行法で規定することが必要となったのである。背景には、市街地信用組合を庶民金融機関として中小企業金融・国民貯蓄の増強に活用することを企図した大蔵省の意向があったと言えよう。

〔市街地信用組合という呼称〕

市街地信用組合・準市街地信用組合という用語は、法律上のそれではなく、通称であるが、市街地信用組合法では、その標題からして法律用語となっている。同法第1条は、

「市街地信用組合は組合員の産業又は経済に必要な金融事業を行うことを目的とす」と規定している。第2条は、「市街地信用組合はその名称中に信用組合なる文字を用ふることを要す」とした。審議の過程で市街地の定義等に質問があり¹⁷⁾、当局は「従来の産業組合においては、市制施行地区、主務大臣が市街地と指定したものを市街地とすると答弁した。より具体的には「実質的に、商工業者、勤労生活者等が多数集まって居住している地域を市街地と認める」とした。より具体的には、市制施行地と主務大臣に指定された地域（指定市街地）で、人口でほぼ1万人以上の市町村というのが答弁での感触であった。概して言えば、都市部の信用組合ということになる。

〔税制〕

産業組合法での税制の扱いを受けて、市街地信用組合法第3条は、「市街地信用組合法には所得税、法人税及び営業税を課せず」と規定し、非課税とした。これは、協同組織、相互扶助組織故の措置が受け継がれたものと解される。

〔業務〕

市街地信用組合の業務は、同法案第30条にあり、

- ・組合員に対する資金の貸付
- ・組合員の為にする手形の割引
- ・組合員の貯金または定期積金の受入
- ・前各号の業務に附随する業務

とされ、併せて員外預金の受入れを可能としている。すなわち「前項の業務のほか公共団体、営利を目的としない法人、その他命令を以て定る者のための貯金・定期積金の受入れ、命令の定めにより他の法人の業務を取扱う」ことができると規定している（第30条）。

余裕金の運用は、

- ・銀行と命令の定めによる金融機関への預金又は金銭信託
- ・大蔵省預金部への預金又は郵便貯金への預入
- ・国債、主務大臣の認可を受けた有価証券の取得

とされる（第31条）。

〔認可・監督〕

主務大臣（国）の許認可・監督権は広範になっている。具体的には、

- ・設立認可、解散・合併・事業譲渡の認可（第7、41~42条）
 - ・役員（組合長・理事・監事）の選任・解任の認可（第12条）
 - ・資金の吸収・運用に関して必要な命令を行うこと（第30条）
 - ・業務報告書の作成提出義務、検査、監督上必要な命令・処分（第47~51条）
 - ・業務方法の制限・変更・命令（第49~52条）
 - ・役員業務違反に対する罰則（第55~60条）
- などである。

これらの規定はかなり細部に亘るもので組合の自律性に関わるとも言えるが、法案の審議過程で、員外預金等が増加した場合、組合の経営に困難が生じたときには組合員外にも被害が及ぶことの懸念が出された（組合員は組合と利害を共にする）。当局の回答は、組合員への貸付以外の資金の運用に関して大蔵省預金部・郵便貯金、国債・政府保証債への運用以外は厳しく制限し、役員認可制・業務方法書作成報告義務も含め、市街地信用組合への監督規定を強化したことを答弁している¹⁸⁾。さらに、員外の預金者は有資格者でも手続きの煩瑣等から員外になっている者もあるので、組合員になるように誘導することとしている¹⁹⁾。

〔中央機関〕

農林業団体統合関係法律の制定は、中央機関である産業組合中央金庫が農林中央金庫に組織変更になることに伴い、市街地信用組合の中央機関をどうするかに関し議論があり、商工組合中央金庫や庶民金庫を中央機関とすることの如何も検討された。商工組合中央金庫と結び付ける論も強くあったが、当局は市街地信用組合が庶民金融も行っていることや産業組合中央金庫との結び付きの強さなどの実情から中央機関の変更は検討課題としていた²⁰⁾。

このように、市街地信用組合法案は衆議院、貴族院の審議を経て1943(昭和18)年3月に成立し、同年4月に施行された。

(3) 市街地信用組合法の意義

衆議院の特別委員会で理事の古田喜三太議員が委員会の最後に、自らの信用組合経営体験を踏まえ、次のように発言している。

「古田委員 只今議題となりました市街地信用組合法案外3件につき、所見を申し上げたいと存じます。市街地信用組合法案は多年要望せる問題でありまして、戦時下一般庶民金融機関の重要性に鑑み国民貯蓄増強に一段の拍車を加えられることは洵に機宜に適した処置であると存じます。

市街地信用組合は都市に於ける中小商工業者及び勤労者の唯一の金融機関として中小商工業の向上発展に協力し、殊に軍需工業関係の資金融通に対しては、戦力増強の意味に於いて極力援助致して居るのでございます。

他面、貯蓄奨励の為には隣組及び町内会と緊密なる連絡を執り、全機能を發揮して零細なる貯金を集め、真に涙ぐましき活動を續けております。その結果、昨年末に於いて全国組合数286、組合員数に於いて51万8000余人、貯金に於いて実に12億円に達して居るのでありまして、その大部分は國策に順応して、公債消化に極力協力致して居るのでございます。

従来は農林、大蔵両省の共管の為に、常に差別待遇を受けておったのであります。即ちその一例を申せば、銀行信託等には支店新築開業は許可されておるにも拘らず、これに反し市街地信用組合は事務所の狭隘を告ぐるも是が改築さえ許されず、又地域的の制限、子会社への金融制限等、消極的指導の下に遺憾の点があったのであります。今回幸いに大蔵省の専管になり、是等障碍の大部分は除去せられました。尚一層庶民金融機関たるの特質の機能を助長発展すべく、積極的御指導あらんことを熱望致する次第でございます」(原文を一部修正)²¹⁾

古田の指摘する農林・大蔵両省の共管の為に、常に差別待遇を受けていたという指摘は、実際に信用組合の経営に携わっていた者の見解であり、興味深い²²⁾。これに関し、『信用金庫読本』は、

「市街地信用組合が、その特殊な立場を自覚するにつれ、都市における近代的金融機関へと脱皮・

発展しようとする考えを強め、それに適応した指導・監督、さらには制度の改善を要求する声が、次第に業界内に高まってきた。このため上部機関である産業組合中央会でも、その特殊な立場を考慮して、大正10年より毎年「全国市街地信用組合協議会」を開催して、独自の発展策を協議してきた。しかし、業界が満足するような対策は実現されなかった。このことは、産業組合の管轄が大蔵省と農商務省との共管によるためであるという考えを強めさせ、さらに上部機関である産業組合中央会の指導や産業組合中央金庫の業務運営に対する不満もあって、昭和9年の全国市街地信用組合協議会で「大蔵省専管」が協議されるに至った。

このような情勢から、大蔵省においても、市街地信用組合を単独で律する法律の立案が進められていた。それが昭和18年1月に「市街地信用組合法案」の議会提出となって具体化した。……この法律の成立により市街地信用組合は、多年の宿願であった大蔵省専管のもと、都市における中小企業者、勤労者その他国民大衆の金融機関として、その活動の幅を広げることとなった」と記載している²³⁾。

かくて市街地信用組合法は、協同組織金融機関の単独法・単行法として成立したことをもって、その独立性を担保するものとして評価されたとも言えるが、より重要なことは日本の金融法制度の中で、非営利・相互扶助の協同組織金融機関が営利金融機関に対峙するものとして位置付けられたことは重要である。戦時下の法律であるので貯蓄増強と中小企業・庶民への資金融通を謳い、国威発揚的な意義もあるが、金融法としては相互扶助の下の非課税組織で、員外預金も認める一方、預金者保護などにも主務大臣が積極的に関わることで制度の頑健性を担保しようとしている。審議の過程では、役員認可制が、経営に関わる有能な人材の活用に利することなど明示して、主務大臣との関係性の重要なことも示されている。

このように市街地信用組合法は、金融法制の中で、重要な位置を占めるという評価がもっと明確にされてよい。大正年間には、庶民銀行構想があり、海外の貯蓄銀行の役割を模索する動きもあっ

たが、市街地信用組合がその役割を担ってきたと言える。

3. 小括

以上のような経過を見てみると、産業組合や市街地信用組合は、諸外国における協同組合とは異なる成立過程を辿ってきたことが分かる。欧米諸国の協同組合が、民主的な運動の成果で成立したのに対して、日本では農商務省、大蔵省、学者、組合指導者たちが、資本集中化に伴う弊害や銀行制度の歪みを是正するための手段として協同組織金融を重視し、協同組合を導入して、公正な社会の実現に努めたとみることができよう。しかし、産業組合、市街地信用組合は期待された通りに生成発展せず、その体質の脆弱性、人材不足、周囲の理解不足などから、時代の要請に応える十分な金融機関としての定着と発展は第2次大戦後に待たねばならなかった²⁴⁾。

註

- 1) 賀川豊彦は、大正・昭和期のキリスト教社会運動家、社会改良家として知られる。戦前日本の労働運動、農民運動、無産政党運動、生活協同組合運動、協同組合保険（共済）運動において、重要な役割を担った人物とされる。キリスト教における博愛の精神を実践した「貧民街の聖者」として日本以上に世界的な知名度が高く、戦前には現代の「三大聖人」として「カガワ、ガンジー、シュヴァイツァー」と称された。ノーベル文学賞、同平和賞の候補にも挙げられた。戦後の混乱期には総理大臣候補にもなった。貴族院勅選議員でもあったが、実際の登院はしなかった。関東大震災時に神戸から山城丸に救援物資を積んで上京し、墨田区本所被服廠跡にテントを張って、救援活動を行ない、そこから中之郷質庫信用組合（現中之郷信用組合）、共栄火災が生まれた。国連・ILOの協同組合政策が依拠している「ICA レイドロー報告（1980年）」の中に「偉大な日本の指導者であり、社会改革者であった賀川は、協同組合運動を『友愛の経済学』と呼んだ」という記載がある。共栄火災は賀川の同志であった井川忠雄が社長を務める大東海上と大福海上が合併し、共栄火災海上保険株式会社として1942年に設立され、46年には損保会社としては珍しく相互会社になり、2003年に株式会社に戻った。経営理念には、「産業組合の『共存同栄』『相互扶助』の精神に基づき」としている。中之郷信用組合の経営理念には、「中ノ郷信用組合は創業精神である隣人愛による相互扶助を基調に、役職員の全力を結集して、地域最良の金融機能を発揮します」と記載されている。賀川の顕彰館には、賀川豊彦記念松沢
- 資料館（東京都世田谷区）、本所賀川記念館（東京都墨田区）、賀川記念館（兵庫県神戸市）、コープこうべ協同学苑史料館（兵庫県三木市）、鳴門市賀川豊彦記念館（徳島県鳴門市）がある。
- 2) 国立銀行といっても民間資本による民間の組織である。国立銀行条例に準拠するあるいは政府（国）の免許によるという意味での国立を用いた。
- 3) 協同組織の原点の一つに江戸時代後期の農政学者・農民指導者の大原幽学の思想がある。大原は下総国香取郡長部村（現在の旭市）で、1838年に先祖株組合という農業協同組合を設立した。困窮農民の救済等に当たり、他に3か村に設立され、この先祖株組合が世界最初の協同組織との説もある。
- 4) 二宮尊徳は、服部家の財政再建に尽力した時期の1814年に困窮武士のための相互扶助金融の組織として「五常講」を作り、後の小田原藩全体のものとした。世界最初の信用組合と言われるもので、この考え方から報徳思想に発展した。
- 5) 品川は1843年生まれで、松下村塾出身で学び、安政の大獄で松陰が刑死の後、高杉晋作等と尊王攘夷運動に奔走し、英国公使館焼き討ちなどに関わった。1864（元治元）年の禁門の変では八幡隊長として参戦し、後に太田市之進、山田顕義らと御桶隊を組織した。1865（慶応元）年、木戸孝允と共に上京し、情報収集・連絡係として薩長同盟の成立に尽力、戊辰戦争では奥羽鎮撫総督参謀・整武隊参謀として活躍した。1870（明治3）年、渡欧し、ドイツやイギリスに留学する。内務大書記官や内務少輔、農商務大輔、駐独公使、宮内省御料局長、枢密顧問官などを歴任。1891（明治24）年に第1次松方正義の内務大臣に就任するが、1892（明治25）年の第2回衆議院議員総選挙において次官の白根専一とともに警察を動員して強力な選挙干渉を行ない、死者25人を出し、引責辞職を余儀なくされ、政界を去る。その後は西郷従道と協力して政治団体国民協会を組織するなどの活動を行った。
- 6) 平田は1849年生まれで、慶應義塾・大学南校（現・東大）を経て、岩倉使節団に同行し、ドイツに留学する。帰国後、明治政府の官僚として内務省・大蔵省・法制局等に勤務し、各種法制度の整備に尽力した。法制局長官を経て、貴族院議員や農商務大臣・内務大臣等を歴任、政界で重きをなした。品川とはドイツ留学時に既にドイツにいた品川と知己を得て（ロシア留学を志したが、品川の勧めでドイツ留学にしたとの逸話がある）、米沢藩出身ながら長州閥に属し、山縣有朋の側近であった。
- 7) 『大日本帝国議会誌』第1巻、p.1160。原文を一部修正（意訳）している。
- 8) 衆議院解散を受けた1892（明治25）年2月の第2回衆議院議員総選挙（臨時）において品川は注5のように強力な選挙干渉を行い、野党の勝利となった結果、引責辞任をする。政治の前線から退くこととなり、信用組合制度は数年埋没することになる。
- 9) 平田については、並松信久「平田東助と社会政策の展開～制度設計の課題～」(『京都産業大学論集 社会科学系列』第32号、2015（平成27）年3月、pp.47～83)

を参照。

- 10) 『第14回帝国議会議事録』第31号, 明治33年2月22日, pp.684～692。『大日本帝国議会議』第5巻, p.713。
- 11) 小林丑三郎『庶民金融談』大正3年4月, 明治大学出版部, 第17～20節, pp.187～243。シュルツェ方式だけでなく, イタリアのルザッチの考え方にも言及している。https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/952354
- 12) 大蔵省銀行局編『庶民銀行概観』東京國文社, 1917年6月。
- 13) 日本銀行調査局編『日本金融史資料 第25巻 明治大正編』1961年, pp.478～480。
- 14) 市街地信用組合(後述の準市街地信用組合も)は, 法律上の用語ではなく, いわば通称である。
- 15) 住宅組合法という互助的システム導入の背景には, 当時が大正デモクラシーの全面開花の時期であったことも見逃せない。米騒動, 普選運動, 青踏社, 友愛会, 農民組合などの運動がこの時代に展開をみせ, 生活協同組合も高揚期を迎えている。1900年には産業組合法が成立した。こうした協同事業の展開状況が, イギリスの建築組合, ドイツの公益建築会社などの互助的・社会事業的住宅供給方法を受け入れる土壌となったと考えられる。

渡辺鉄蔵(法学博士, 当時設立まもない東大経済学部の教授)は, 『中央公論』(374号, 1920年1月・9月号等)「生活難の増進と住宅問題の解決」や同年の日本建築学会通常大会での特別報告「都市住宅問題の解決方針」などで, 建築組合と特殊建築会社の必要性を説いていた。生活難と住宅問題の解決のためには「出来る限り営利的経済料を支払う必要の少ないようにして出来る場合には需要者の協同組織を奨励し, 且つ国家も公共団体も, 立法, 行政, 財政の力を以て充分な後援をせねばならぬ」と, 協同組織の結成促進 公的援助の必要性を強調した。住宅供給事業は, 当時の日本の状況では, 市営事業として全て行うのは実行不可能であるし, 営利事業でやるとすこぶる薄利で資本家はあまりやりたがらない, そこで住宅を建設する経済組織をうまくつくるのが大切で, 協同組織としてはイギリスのような建築組合の設置を, 住宅建設の経済組織としては, 割増付小額債券の発行を許され, 所在地の市も出資する株式会社としての特殊建築会社を提案していた。その成立の見込等について, 次のように述べている。建築組合は, 相互的・自治的性質を有し受入れられる基盤か決して十分ではないが, 生命保険が隆昌なことから可能性はある。しかし, 管理と数理的知識を備えた運営者が少ないので急速な普及はむづかしいかも知れない。また, 建築会社は, 公共性を与え税制上の特権等を与へて, 近代的小住宅の建築を奨励すると同時に営利企業の弊害の除去する必要がある。さらに, これら事業への融資源として, 約6億円の残高を示すに至っていた郵便貯金の活用を強く訴え, あわせてドイツで実施されていた若年層での財形強制貯蓄制度等の導入の提案も行っている。渡辺の建築組合の考えは, 住宅組合法として大正10年4月に成立し結実した。しかし, 特殊建築会社の考えは, 「住宅会社

- 法(公益的建築会社に一団地の住宅経営を行わせるのを目的)」として社会事業調査会で原案が用意され, 住宅組合法が審議された国会で法案の早急な提出を要請されたが, その後ついに日の目をみなかった。
- 16) 『官報号外』昭和18年1月30日, 衆議院議事録第5号, p.62(日本証券取引所法案他4件, 第一讀会)。貴族院の特別委員会での趣旨説明では, 農林業団体の統合に伴い, 市街地信用組合の整備充実を図り, 時局下一般庶民の生活の安定の為, 必要な庶民金融の一環の役割と国民貯蓄増強の一翼を担うことが目的であること, 産業組合由来の相互共同体は不変で, ①組合の責任組織は有限責任のみとすること, ②定款加えて業務方法を設定して貯金・貸付金利・条件等を統一的に監督しかつ主務大臣が業務方法も制限・変更の命令を可能とすること, ③余裕金の運用の法定としかつ主務大臣が資金の吸収・運用に関して必要な命令を可能とすることによって組合の資産内容の健全性の維持と国家的要請に即応させること, ④役員を選任・解任を主務大臣の認可制とし役員は組合員以外でも可能なこと, 不適当な役員を排除すること, ⑤組合の事業譲渡の規定, 合併を簡易迅速に実行する規定により, 組合の整備統合を促進すること, を明示している(貴族院日本証券取引所法案特別委員會議事録第1号, 昭和18年2月20日, p.3)。
 - 17) 貴族院日本証券取引所法案特別委員會議事録第2号, 昭和18年2月22日, p.10。
 - 18) 前掲記録, p.11。役員人事に関して, 衆議院の特別委員会では, 「(役員を)何処から持って来てもよいということになると, ……その他の会社, 営團その他でも常に言われているように, 古い役人の姥捨山になりはせぬかという危惧の念を抱く」という天下り懸念の発言もあったが, 答弁した銀行局長は当該のような事例を否定している(衆議院日本証券取引所法案外四件委員會議事録(速記)第5回, p.43)。質問者の瀧澤七郎は当該委員会で多くの質疑を行ったが, 戦後に大東信用金庫(現・東京東信用金庫)の理事長になっている。
 - 19) 同 p.12。
 - 20) 貴族院日本証券取引所法案特別委員會議事録第5号, 昭和18年2月25日, pp.1～3。政府委員は農林中央金庫になると商工業者・都市の勤労生活者を対象とする市街地信用組合の金庫への加入はそぐわないこと, 単独法下では相応かつ独自の中央金融機関が必要との認識を示したが, 現状の関係を壊すことのリスクを指摘している(同 p.2)。市街地信用組合の中央機関は, 戦後の1950(昭和25)年に全国信用協同組合連合会の設立まで待つことになる。
 - 21) 第81回帝国議会議事録第10回号, 昭和18年2月18日, pp.84～85。古田喜三太(ふるた きさんだ)は, 日本の実業家, 政治家(衆議院議員)で, 広島県広島区出身, 古田豊松の四男。若くして北米に渡り, 農業などの実業に従事, 帰国後, 祇園高等女学校理事長, 広島県拓務協会理事, 同移住組合理事, 広島特殊木工品工業組合理事, 三篠信用組合(現・広島信用金庫)組合長などを務め, 広島県会議員・同議長, 広島市会議員, 広島市農会議員など

を歴任し、1936年衆議院議員総選挙に広島県第一区から立憲民政党所属で出馬し当選、以後、連続3回当選。この間、商工省委員、大政翼賛会広島市顧問等を歴任。将来の活躍を期待されていたが、1945年、広島市西警防団長として職務を遂行中に8月6日の原爆投下により被爆死。同年5月、広島一円の9組合が合併し、広島市信用組合が設立され、その初代の組合長でもあった。

- 22) 明田 [2012] は、「産業組合法は・・・農民だけにその対象を限定したわけではなく、ひろく農林・商工・水産業者から消費者もその対象には含まれていた。しかし、明治40年（1907）ごろまでは、農民に対し積極的な勧奨と指導が行われたのに反し、商工業はほとんど関心の外におかれたようである」（p.6）と書いている。
- 23) 全国信用金庫協会編『信用金庫読本 第6版』金融財政事情研究会、1997年9月p.87。
- 24) 市街地信用組合の中央機関の問題は、1945年7月に戦時の庶民金融対策の強化により庶民金融が一元的に推進されることとなり、農林中央金庫（旧産業組合中央金庫）と農業会（旧産業組合連合会）は、市街地信用組合との取引を庶民金庫（現日本政策金融公庫の前身）に全面的に移管することとなり、庶民金庫が一時的に市街地信用組合の中央金融機関としての役割を担うこととなった。しかし、庶民金庫は、戦後の経済民主化を前提とした金融統制団体の解散命令に始まる金融機構改革の中で、解散の方向にあり、庶民金庫は、恩給金庫と合併のうえ市街地信用組合及び無尽会社の中央金融機関としての生き残りを模索し、1947年1月に「庶民銀行設立要綱案」を発表した。そこで、全信協は、3月に代議員会を開催して、庶民銀行設立要綱案が市街地信用組合以外の信用組合を対象としていないことを理由に、この案に反対の意向を表明するとともに、5月に市街地信用組合、無尽会社、商工協同組合など各種協同組合および各種庶民金融機関を広く構成員とする「庶民金融中央機関設立要綱」を発表した。一方、大蔵省は、1949年以降も庶民金庫を現状のまま維持する、または廃止する場合でも市街地信用組合の系統中央機関として改組・存続させる意向を持っていたという。1949年6月に、中央機関業務を除く庶民金庫及び恩給金庫の業務を継承する新しい金融機関として、「国民金融公庫」が設立された。このような経緯で、庶民金庫及び恩給金庫は廃止され、市街地信用組合の系統中央機関は消滅することとなっ

た。

〔参考文献〕

- 明田作「協同組合法の系譜と将来展望」『農林金融』2012年2月、pp.2~14。
- 『大日本帝国議会誌』第1巻、第5巻（国立国会図書館デジタルコレクション dl.ndl.go.jp）。
- 福島県商工信用組合『21世紀信用組合の理念と創造』2005年1月。
- 後藤新一『信組・信金合同の実証研究』ニッキン、1996年5月。
- 加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』東京大学出版会、1983年2月。
- 『協同組合の名著』第1巻（平田東助・杉山幸平『信用組合論』1891年11月、高島昌・横井時敬『信用組合論』1891年12月、品川弥二郎・平田東助『信用組合提要』1996年2月、平田東助『産業組合法要義』1899年8月）家の光協会、1970年10月。
- 小林丑三郎『庶民金融談』明治大学出版部、1914（大正3）年4月。（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/952354/118?tocOpened=1>）
- 村本孜「市街地信用組合制度（信用金庫制度の前身）の確立に貢献した4人の英傑」『信金中金月報』2022年1月。
- 中野准一「産業組合法の制定経過について（序）」『北海道大学農経論叢』第28集、1972年3月、pp.94~110。
- 「信用組合法案の社会的性格：形成期日本資本主義との関連で」『北海道大学農経論叢』第30集、1974年2月、pp.12~36。
- 並松信久「平田東助と社会政策の展開～制度設計の課題～」『京都産業大学論集 社会科学系列』第32号、2015（平成27）年3月。
- 日本法令索引（<https://hourei.ndl.go.jp/#/>）
- 大蔵省銀行局編『庶民銀行概観』東京国文社、1917年6月。（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/944595?contentNo=20>）
- 信金中央金庫『信金中央金庫七〇史』2021年3月。
- 帝国議会会議録検索システム（<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/>）
- 全国信用金庫協会編『信用金庫読本 第6版』金融財政事情研究会、1997年9月。
- 『信用金庫史』1959年6月。
- 『信用金庫60年史』2012年8月。